

## 決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項により、平成17年3月1日から、小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町及び同郡芦刈町を廃し、その区域をもって小城市を設置する。

平成16年6月30日

佐賀県知事 古 川

康

